

2013年8月23日

盛岡市長 谷藤 裕明 様

日本共産党盛岡市議会議員団

庄子 春治

鈴木 礼子

高橋 和夫

神部 伸也

鈴木 努

8月9日の豪雨災害対策についての申し入れ

8月9日に岩手県を襲った「これまでに経験したことのないような」記録的な大雨は、盛岡市内にも大きな被害をもたらしました。盛岡市内の被害は、8月15日現在で、重傷3人、軽傷3人、住宅全壊3、半壊3、床上浸水32棟、床下浸水103棟、商工関係施設への土砂流入・浸水12施設、道路冠水51カ所、同のり面崩壊等55カ所、農地被害339カ所、家畜被害・豚10頭、土砂崩れ27カ所、河川・水路溢水62カ所、河川の護岸崩壊51カ所などと甚大な被害となりました。

この災害からの復旧は行政の緊急課題です。市民生活の安定のために道路・河川などの公共土木施設の災害復旧が急がれます。また、農地・農業施設の復旧は一刻を争っています。被災者や被災事業者の生活と営業の再建に対して公的支援が必要です。そして、かつてない大被害を受けた、盛岡市の観光拠点・つなぎ温泉地域の復旧は、特別の対策が求められています。河川の氾濫、越流などに対しては、河川の改修とともに市街地における雨水対策の検証と対策も求められています。

この災害復旧と復興のためには、国による財政支援が強く求められています。政府は8月15日、農地等の災害復旧事業に対する激甚災害指定を閣議決定しましたが、公共土木事業を含めて、激甚災害指定が必要です。被災者の生活再建・事業再建に対しては、東日本大震災並みの特別の支援策が求められています。

以上のことから、今回の豪雨災害対策について、下記の通り申し入れ致します。

記

- 1、 国に対して、財政的支援の強化を求めること
 - ① 公共土木事業についても激甚災害指定を行うよう、国に強くもとめること。
 - ② 特別交付税による措置とともに、普通交付税の繰り上げ交付を求めること
- 2、 被災者の生活再建への支援を行うこと。
 - ① 被災者生活再建支援法の適用について、その要件緩和も含めて求めるとともに、市として、それに準じた支援策を講ずること。県に対しては、東日本大震災に準じて

生活再建住宅支援事業の対象にすること、2004年豪雨災害時における新潟県、福井県、京都府等の独自支援策を参考にした、県独自の支援策を講ずるよう申し入れること。市の「小規模災害見舞金制度」を抜本的に見直すこと。

- ② 宅地に流入した土砂等の撤去への支援を行うこと。災害ごみの撤去、薬剤散布などの衛生対策を徹底すること。
 - ③ 国保税、固定資産税、介護保険料、水道・下水道料金などの減免措置を行うこと。
 - ④ 住宅を失うなどの避難生活を余儀なくされている住民に対して支援を行うこと。
- 3、被災事業者に対して、復旧事業費補助を行うこと。とりわけ、つなぎ温泉の復旧・復興にたいして特別の観光振興対策をとること。
- 4、農地・農業用施設の復旧について
- ① 一刻を争う農地・農業用施設復旧について「査定前着工」の活用を徹底すること
 - ② 地域住民や住民組織による農道等の復旧に対しても支援を行うこと
 - ③ 一カ所40万円未満の災害復旧についても国庫補助の対象とするよう国に求めるとともに、独自に支援すること。
- 5、治水対策について
- ① 被災河川の総点検を行い、被害実態を踏まえた復旧と改修を行うこと
 - ② 市街地の雨水対策について、今回の被害実態を踏まえた検証を行い、対策を講じること。都南中央第三地区土地区画整理事業地内の雨水対策を抜本的に検証し、整備計画に反映させること。
 - ③ 鴨助堰の改修を急ぐこと。大堰の改修については、その本体の改修計画を急ぐとともに、流域全体の雨水対策を精査して整備すること。
- 6、今回の災害においては、市の災害対策本部の奮闘がありましたが、土嚢が少なく必要な数量を確保できなかった、避難勧告が住民に伝わりきれていなかった・・・などの市民からの指摘もあることから、市の災害対策について改善強化するためにしっかりと検証すること。

以 上